

大田市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 1 日

大田市長 **楫野弘和**

## 大田市規則第 2 号

大田市庁舎管理規則の一部を改正する規則

大田市庁舎管理規則（平成 17 年大田市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市庁舎」を「庁舎構内」に改める。

第 2 条中「市庁舎」を「庁舎」に、「をいう」を「をいい、「庁舎構内」とは庁舎とその敷地をいう」に改める。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「市長」を「庁舎管理責任者」に、「市庁舎又は市庁構内」を「庁舎構内」に改め、同項第 3 号中「構内」を「庁舎構内」に改め、同項第 4 号中「内又は」を削り、同項第 5 号中「第 3 条又は第 4 条」を「第 4 条又は第 5 条」に改め、同項中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織（これらの組織と密接な関係を有する者を含む。）の利益になり、又はそのおそれがあるとき。

(7) 撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為（市が行う発表、記者会見等において報道機関が行うもの、市の職員が職務上行うもの及び法令その他別に定めるものを除く。）をするとき。

第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「市長」を「庁舎管理責任者又は当直員」に、「第 3 条又は前条」を「前 2 条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 庁舎管理責任者又は当直員は、前 2 条の許可をしたときは、申請者に庁舎内行為許可証（様式第 4 号）を交付するものとする。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「市庁舎内（分庁舎を除く。）」を「庁舎内」に、「当直員の」を「入退庁記入簿（様式第2号又は様式第3号）に所要事項を記入して当直員に提出し、その」に、同条第2項中「市庁舎」を「庁舎」に、同条第3項中「市庁舎内（分庁舎を除く。）」を「執務時間外に庁舎」に、「当直員に届け出なければならない」を「その旨を申し出て、入退庁記入簿に所要事項を記入しなければならない」に改め、同条を第5条とする。

第3条各号列記以外の部分中「市庁舎又は市庁構内」を「庁舎構内」に、「市長」を「あらかじめ庁舎内行為許可申請記入簿（様式第1号）に記入し、庁舎管理責任者」に改め、同条第3号中「市庁舎」を「庁舎」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（庁舎管理責任者等）

第3条 市長は、庁舎構内の管理を行わせるため、庁舎ごとに庁舎管理責任者及び庁舎管理副責任者を置く。

2 庁舎管理責任者及び庁舎管理副責任者は、次の表の左欄に掲げる管理区分に応じて、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める者をもってこれに充てる。

管理区分	庁舎管理責任者	庁舎管理副責任者
市役所本庁舎、分庁舎構内	総務部長	管財課長
温泉津支所構内	温泉津支所長	温泉津支所市民生活課長
仁摩支所構内	仁摩支所長	仁摩支所市民生活課長

3 庁舎管理責任者は、前項の管理区分により庁舎構内の管理及び秩序の維持に関する事務を総括し、庁舎管理副責任者は庁舎管理責任者を補佐する。

本則に次の1条を加える。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則の次に次の4様式を加える。









附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。